

東京学芸大学入学料免除取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成15年2月19日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成15年規程第6号

東京学芸大学入学料免除取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学入学料免除取扱規程（昭和63年規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程

題名の次に次の章名を付する。

第1章 総則

第1条中「（以下「免除」という。）」の次に「及び徴収猶予」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第2章 免除

第5条中「（様式第1号）」を「（様式第1-1号）」に改め、「所定の様式」の次に「（以下「家庭調書」という。）」を加える。

第13条第1項中「免除を申請した者」を「免除又は徴収猶予を申請した者」に、「第11条の規定」を「第14条の規定」に改め、同条第2項及び第3項中「免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者」を「免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者」に改め、同条を第16条とする。

第12条に見出しとして「（納付期限）」を付し、同条中「免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、免除の不許可又は半額免除の許可」を「免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者及び徴収猶予を不許可とされた者については、免除の不許可、半額免除の許可又は徴収猶予の不許可」に改め、同条に次の1項を加える。

2 徴収猶予を許可された者は、当該入学に係る年度を超えない範囲であらかじめ指定された期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

第12条を第15条とする。

第11条の見出しを「（免除申請等に係る徴収の猶予）」に改め、同条中「免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除」を「免除を許可し若しくは不許可とするまでの間又は徴収猶予を許可し若しくは不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の章名を付する。

第4章 その他

第10条の次に次の章名及び3条を加える。

第3章 徴収猶予

(徴収猶予の対象者)

第11条 大学院研究科等又は学部に入学者で、徴収猶予の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 経済的理由によつて納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。
- (3) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (4) 前2号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由があるとき。

(申請)

第12条 前条の規定による徴収猶予を受けようとする者は、入学料徴収猶予願(様式第1-2号)及び家庭調書に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。

- (1) 所得証明書(様式第2号又は市区町村所定の様式)
- (2) 学資負担者が死亡したことの証明書(前条第2号による場合に限る。)
- (3) 本学に入学者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書(前条第3号による場合に限る。)
- (4) その他必要な書類

2 免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、告知された日から起算して14日以内に徴収猶予を申請することができる。この場合においては、家庭調書及び前項各号に規定する書類の再提出を要しない。

(許可)

第13条 徴収猶予の許可は、第7条の規定(ただし書を除く。)を準用する。この場合において、「第2条及び第3条の規定による免除」とあるのは「第11条の規定による徴収猶予」と読み替えるものとする。

様式第1号中

「

申請者(学生自署) 氏 名 _____
住 所 _____
〒(-) TEL() - _____

」を

「

申請者(学生自署) 氏 名 _____

」に

改め、同様式を様式第1-1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

入 学 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐ 教育学部	類	専攻	年入学
☐ 大学院	(修士・博士)	専攻	年入学
☐ 特別専攻科		専攻	年入学

該当する方を○で囲むこと。

学生番号 (-)

申請者 (学生自署) 氏 名

下記の理由により，平成 年度入学料の徴収猶予を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

なお，申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は，入学料徴収猶予の申請却下又は許可の取消しがあっても異議はありません。

記

[申請の理由]

様式第 2 号中「入学料免除又は授業料免除」を「入学料免除若しくは入学料徴収猶予又は授業料免除」に改める。

附 則

この規程は，平成15年 2 月19日から施行する。

東京学芸大学入学料免除取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<u>東京学芸大学入学料免除取扱規程</u> （趣旨） 第1条 東京学芸大学学則に規定する入学料の免除（以下「免除」という。）の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 （大学院研究科等の免除対象者） 第2条 本学の大学院研究科又は特殊教育特別専攻科（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、免除の対象となる者は、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合とする。 2 前項に規定するもののほか、次の各号の1に該当し、かつ、入学料の納付が困難であると認められる場合は、免除の対象とすることができる。 （1）入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。 （2）入学前1年以内において、本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 （3）前2号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由があるとき。 〔省略〕 （申請） 第5条 第2条及び第3条の規定による免除を受けようとする者は、入学料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 （1）所得証明書（様式第2号又は市区町村所定の様式） （2）学資負担者が死亡したことの証明書（第2条第2項第1号及び第3条第1号による場合に限る。） （3）本学に入学する者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書（第2条第2項第2号及び第3条第2号による場合に限る。） （4）その他必要な書類 〔省略〕	<u>東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 東京学芸大学学則に規定する入学料の免除（以下「免除」という。）<u>及び徴収猶予</u>の取扱いについては、他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 <u>第2章 免除</u> （大学院研究科等の免除対象者） 第2条 本学の大学院研究科又は特殊教育特別専攻科（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、免除の対象となる者は、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合とする。 2 前項に規定するもののほか、次の各号の1に該当し、かつ、入学料の納付が困難であると認められる場合は、免除の対象とすることができる。 （1）入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。 （2）入学前1年以内において、本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 （3）前2号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由があるとき。 〔省略〕 （申請） 第5条 第2条及び第3条の規定による免除を受けようとする者は、入学料免除願（様式第1 - 1号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「<u>家庭調査</u>」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 （1）所得証明書（様式第2号又は市区町村所定の様式） （2）学資負担者が死亡したことの証明書（第2条第2項第1号及び第3条第1号による場合に限る。） （3）本学に入学する者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書（第2条第2項第2号及び第3条第2号による場合に限る。） （4）その他必要な書類 〔省略〕

(許可)

第7条 第2条及び第3条の規定による免除については、大学院教育学研究科及び特殊教育特別専攻科にあつては大学院教育学研究科委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会、学部にあつては学生委員会の選考を経て、学長が許可する。ただし、学部に係る免除については、あらかじめ文部科学省の承認を得るものとする。

〔省略〕

(徴収の猶予等)

第11条 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

第3章 徴収猶予

(徴収猶予の対象者)

第11条 大学院研究科等又は学部に入学者で、徴収猶予の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 経済的理由によつて納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。
- (3) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (4) 前2号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由があるとき。

(申請)

第12条 前条の規定による徴収猶予を受けようとする者は、入学料徴収猶予願(様式第1-2号)及び家庭調書に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。

- (1) 所得証明書(様式第2号又は市区町村所定の様式)
- (2) 学資負担者が死亡したことの証明書(前条第2号による場合に限る。)
- (3) 本学に入学者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書(前条第3号による場合に限る。)
- (4) その他必要な書類

2 免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、告知された日から起算して14日以内に徴収猶予を申請することができる。この場合においては、家庭調書及び前項各号に規定する書類の再提出を要しない。

(許可)

第13条 徴収猶予の許可は、第7条の規定(ただし書を除く。)を準用する。この場合において、「第2条及び第3条の規定による免除」とあるのは「第11条の規定による徴収猶予」と読み替えるものとする。

(免除申請等に係る徴収の猶予)

第14条 免除を許可し若しくは不許可とするまでの間又は徴収猶予を許可し若しくは不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

第4章 その他

第12条 免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第13条 免除を申請した者が、第11条の規定により徴収を猶予されている期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る入学料の全額を免除する。

〔省略〕

様式第1号

入 学 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐ 教育学部	類	専攻	年入学
☐ 大学院	(修士・博士)	専攻	年入学
☐ 特別専攻科		専攻	年入学

該当する方を○で囲むこと。

学生番号(-)

申請者(学生自署)

氏 名

住 所

〒(-) TEL() -

下記の理由により、平成 年度入学料の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は、入学料免除の申請却下又は許可の取消しがあっても異議はありません。

記

[申請の理由]

(納付期限)

第15条 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者及び徴収猶予を不許可とされた者については、免除の不許可、半額免除の許可又は徴収猶予の不許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

2 徴収猶予を許可された者は、当該入学に係る年度を超えない範囲であらかじめ指定された期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第16条 免除又は徴収猶予を申請した者が、第14条の規定により徴収を猶予されている期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、前条に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る入学料の全額を免除する。

〔省略〕

様式第1 - 1号

入 学 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐ 教育学部	類	専攻	年入学
☐ 大学院	(修士・博士)	専攻	年入学
☐ 特別専攻科		専攻	年入学

該当する方を○で囲むこと。

学生番号(-)

申請者(学生自署)

氏 名

下記の理由により、平成 年度入学料の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は、入学料免除の申請却下又は許可の取消しがあっても異議はありません。

記

[申請の理由]

様式第 1 - 2 号

入 学 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐ 教育学部	類	専攻	年入学
☐ 大学院	(修士・博士)	専攻	年入学
☐ 特別専攻科		専攻	年入学

該当する方を○で囲むこと。

学生番号 (-)

申請者 (学生自署)

氏 名

下記の理由により，平成 年度入学料の徴収猶予を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

なお，申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は，入学料徴収猶予の申請却下又は許可の取消しがあっても異議はありません。

記

[申請の理由]

様式第2号

所得証明書

平成 年 月 日

市区町村長 殿

申請者(自署) 世帯主氏名
世帯主住所
出願者氏名 (学生番号)

このたび、入学料免除又は授業料免除に出願しますので、私の世帯全員についてご証明ください。

〔省略〕

様式第2号

所得証明書

平成 年 月 日

市区町村長 殿

申請者(自署) 世帯主氏名
世帯主住所
出願者氏名 (学生番号)

このたび、入学料免除若しくは入学料徴収猶予又は授業料免除に出願しますので、私の世帯全員についてご証明ください。

〔省略〕

附 則
この規程は、平成15年2月19日から施行する。